

日本における無国籍に関する大学教育 Education on Statelessness at Universities in Japan

三谷純子 東京大学博士課程 東京医科歯科大学・早稲田大学非常勤講師

Junko Mitani, PhD candidate, The Univ. of Tokyo,
Lecturer, Tokyo Medical and Dental Univ. Waseda Univ.

キーワード：無国籍、大学教育、シラバス

無国籍に関する大学教育について、多くの方々と共に考え、取り組んでいくことを目的とし、無国籍についての国際社会と学術研究の動きの概要、日本の大学での無国籍教育の状況把握のための予備的調査の結果、2019年9月にバンコクで開催された UNHCR、ピーター・マクムランセンター、チュランコン大学共催「無国籍に関する学術研究と教育についての会議」での議論を報告する。

1990年代まで、国際社会では、無国籍者は難民の陰に隠れ、ほぼ忘れられていたかのような存在だった。1954年採択1960年発効の「無国籍者の地位に関する条約」と1961年採択1975年発効の「無国籍の削減に関する条約」の締結国数は伸び悩み、1989年末で、前者が35か国、後者は15国のみだった(UN 2020)。1991年のソビエト連邦解体による難民や無国籍者の流入への西欧諸国の懸念を背景に、UNHCRは無国籍への組織的な取り組みを始めたが、難民支援への負の影響への懸念や専門的知識の不足からの躊躇があった(Engstrom and Obi, 2001)。2005年国連難民高等弁務官に就任したグテーレス氏の下で、取り組みが本格化し、UNHCRは2011年に上記2条約加盟促進を目的に国際会議を開催した。2014年からは、10年間で無国籍を無くすことを掲げたキャンペーンを開始し、これが促進する出生登録や出生証明書の発行は、2015年から2030年までの達成を目指す持続可能な開発計画にも含まれている。グテーレス氏の国連事務総長就任後、2018年に合意された難民や移民に関する二つのグローバル・コンパクトにも無国籍対策が含まれている。2020年3月7日現在、2条約の加盟国数は、地位条約が94、削減条約が75に増加した(UN 2020)。2024年までに無国籍は無くせないが、UNHCRは取り組みを継続する予定である。

無国籍への学術関心も条約制定後は長年停滞していたが、ヨーロッパで法学を中心に関心が再興し、研究分野や研究対象地域も拡大してきた。Google scholarでstatelessnessをキーワードに検出される新たな論文や著作数は、1970年代には368件だが、1980年代は759件、1990年代は1,840件、2000年代は6,720件と急増し、2010年代は5,470件にやや減少した。2010年代には、UNHCRとオランダのTilburg大学や、そこから発展したInstitute on Statelessness and Inclusion、イギリスのOxford大学との協力が目立った。UNHCRは、国際・地域セミナーや専門家会議の開催、各国の実態調査への資金協力、年齢別の教材や教え方ガイド等の開発等を通じ、研究者の増加や繋がり構築を助けてきた。UNHCRの政策への批判的研究も生まれ、理論化も進みつつある。

アジアには多くの無国籍者がいるが、2条約の締結国は少なく、無国籍認定制度がない国が多い。日本もその一つである。但し、無国籍に関わる法曹関係者、市民団体、研究者は増加し、2018年には、日本語の無国籍研究文献情報をまとめた無国籍情報センターのホームページが開設された。多くの一般の人々も、2016年以降のロヒンギャ難民の報道で、無国籍という言葉を目にしたであろう。

しかし、関心を持って、無国籍について学ぶ機会は限られているようである。文部科学省の高校の学習指導要領に、無国籍への直接的言及はない(文部科学省 2018)。筆者が教える2大学の5クラスでも、高校の授業で無国籍について習った学生は過去3年間いなかった。大学での無国籍の教育実態を知るため、先ず、11の国公立大学と13の私立大学の合計24大学の2019年の公開シラバス全文を無国籍でキーワード検索した

が、24 大学中 16 大学のシラバスに、無国籍は含まれていなかった。無国籍がシラバスに登場する 8 大学では、重複授業を除く実質授業数 1 が 2 大学、授業数 2 が 3 大学、授業数 3 から 5 が、それぞれ 1 大学だった。法学より社会学や人類学等が多かった。他に、出生届・出生登録、戸籍、国際私法、難民、国民国家、移民、人権でも検索したところ、無国籍より少なかったのは、出生届・出生登録だけで、上記の順番で授業数が次第に上がり、どの大学でもほぼ同じ順位だった。移民や難民は、全ての大学のシラバスに含まれていた。移民は、最少の大学でも 16 の授業、最大の大学では 295 もの授業で教えられ、難民は、最少でも 2 つ、最大では 95 の授業で扱っていた。国籍で検索すると、外国語授業が多く含まれ、語学ではない授業数確認は困難だった。無国籍を教えているであろう教員へのアンケートの返答はあまり得られなかったが、8 名からコメントを得た。留意すべき点は 3 つある。第 1 に、無国籍という言葉が学習指導要領やシラバスになくても、教えている可能性はある。第 2 に、学部生も院生も履修可能な授業を同一か別授業と扱うかは大学により異なる。授業数が多いと、重複確認が不可能なため、比較では表示された通りの総数を用いた。尚、大学は、知名度や受験者数を考え、入試の偏差値が高い方から調べた。シラバスでキーワード検索が困難な大学や、シラバスが学部等で細分化され、総計が困難な大学は除外した。調査期間が 3 週間で、調査方法に限界があり、無作為抽出の場合、受講人数、授業内容、新テーマ導入の促進阻害要因等、不明点が多い。しかし、著名大学でも、無国籍について誰でも容易に受講できるわけではないことがわかった。

バンコクの国際会議で調査結果を発表したところ、このような調査をアジア各国で実施してはという豪州の研究者からの提案に対し、人権とシラバスに書くだけで当局から問題視されるため、シラバスには詳細な内容を書けないという声があがり、同意が他国参加者からもあった。また、学生の様子を見て授業内容を決めるという声も多く、シラバスの位置づけが国により異なることが分かった。日本にも無国籍者や国籍が定かでない人はおり、増えるであろう。大学は、若者や社会人にも無国籍について知り、考える機会を提供できる。アジアの研究者や大学、ビジネス界との連携にも様々な可能性があり、教員や大学のイニシアティブが期待されている。

参考文献

文部科学省『高等学校学習指導要領：平成 30 年告知』文部科学省 2018.

Engstrom, Magnus and Naoko Obi, “Evaluation of UNHCR’s Role and Activities in Relation to Statelessness” UNHCR doc EPAU/2001/09, July 2001.

UN. Treaty Collection. Convention Relating to the Status of Stateless Persons, Convention on the Reduction of Statelessness, Status of the Treaties as of 7th March 2020.

ⁱ 24 大学は、ABC 順に、国立は千葉、一橋、北海道、金沢、神戸、九州、お茶の水、大阪、東北、筑波、横浜国立、私立は、青山学院、中央、同志社、上智、関西、関西学院、慶応、明治学院、南山、立教、立命館、津田塾、早稲田である。更に、東大は 2 授業あることが問い合わせでわかった。